

## 八戸市農業委員会2月総会議事録

日時：令和5年2月10日（金）午後1時30分

場所：八戸市農業経営振興センター

### 出席委員

農業委員 19名中19名

1番 加藤 浩幸 出	2番 木村 武美 出	3番 澤向 敏一 出	4番 三浦 豊 出
5番 馬場 豊 出	6番 阿達 福壽 出	7番 内沢 豊 出	8番 籠田 悦子 出
9番 長根 昭男 出	10番 赤坂 英夫 出	11番 狛守 文宏 出	12番 松橋 剛志 出
13番 中村 正記 出	14番 西野 茂雄 出	15番 明戸 政勝 出	16番 寺沢 和則 出
17番 谷地 秀典 出	18番 橋場 孝 出	19番 村上 正憲 出	

農地利用最適化推進委員 22名中10名

1番 木村 弁一 待機	2番 鈴木 朋弥 出	3番 河原木 一実 待機	4番 田名部 浩 出
5番 上村 隆雄 待機	6番 上野 輝彦 出	7番 赤坂 力雄 待機	8番 田中 忠二 出
9番 三浦 勝浩 待機	10番 山田 貴光 出	11番 齋藤 正人 出	12番 下館 敏 出
13番 橋 由正 待機	14番 梅津 孝敏 出	15番 磯嶋 榮助 待機	16番 高橋 政典 出
17番 大倉 喜八郎 待機	18番 金谷 由松 出	19番 坂 文雄 待機	20番 上明戸 桂 待機
21番 森 庄次郎 欠	22番 森 光男 待機		

### 職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、 事務局次長（農地GL）川名 雅之、 農政GL 山崎 真史、  
主幹 柏村 幸、主査 金田 かおり、技査 深堀 成美、主事 工藤 悠万、主事 若佐谷 龍太

会長

皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。  
はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。

松橋事務局長

事務局の松橋から御報告いたします。  
本日は、全農業委員とB班の推進委員の皆様にご出席いただいております。  
また、全農業委員とB班の推進委員のうち、森庄次郎推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

松橋事務局長

次に、本日の議案のうち、議案第5号、令和4年度第11号八戸市農用地利用集積計画の決定につきましては、馬場会長職務代理者が当事者となっている事案がございます。

馬場会長職務代理者におかれましては、議事参与の制限に該当いたしますので、当該事案の審議の際、会長の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。

松橋事務局長

それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、馬場会長職務代理者の御発声に続いてお願いいたします。

会長職務代理者

2月になりますので、来週の金曜日からはえんぶりが開催されるということで、私たち農業者にとって豊作を祈願する祭りでもありますし、3年ぶりということでもみんなえんぶり組の人たちも張り切っているようですので、是非時間を見て、一斉摺りでもいいですし、かがり火でもいいですし、更上閣の方のチケットを買って見ていただいてもいいですし、是非ですね、どこの組でもいいですので、八戸えんぶりを見て盛り上げてもらえればと思います。それでは、今日も元気良く憲章の唱和をよろしくをお願いいたします。

【憲章唱和】

松橋事務局長

ありがとうございました。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

会長

本日は足元の悪い中御出席いただきましてありがとうございます。馬場会長職務代理者の方からお話がありましたとおり、今月 17 日から春を呼ぶえんぶりが3年ぶりに開催されます。寒さももう少しかなと思って我慢していけば春を迎えられるのではないかなと思っています。こういうふうコロナも今落ち着いた感じかなと思ったら、今度はインフルエンザが大分流行しているようですので、皆さん体調にはくれぐれも気を付けて過ごしていただきたいと思います。

それでは、本日の議事につきましても慎重に御審議いただきますようよろしく願いいたします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第 1

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、9番 長根 昭男 委員、10番 赤坂 英夫 委員両氏を

指名いたします。

日程第2  
会長

次に、日程第2、議案第4号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

金谷委員

金谷から報告いたします。去る1月30日、明戸農業委員と市庁別館7階会議室Cにおいて、番号1番を調査してまいりました。資料の1ページをお開き願います。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条1番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、親戚です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、長いもと大根です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約3.2km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は40年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人で、農業専従者です。農機具保有状況は、トラクター、草刈機、トレンチャー、管理機、バックホー各1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

下館委員

下館から報告いたします。去る1月30日、内沢農業委員と市庁別館7階会議室Cにおいて、番号2番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条2番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、親戚です。態様別

は、売買です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、じゃがいもです。受人は65歳以上ですが、娘が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約1km、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は30年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、全て農業専従者です。農機具保有状況は、トラクター、軽トラック、田植機、バインダー、耕運機各1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長 ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

松橋委員 はい。

会長 はい、松橋委員。

松橋委員 1番についてお尋ねします。申請地の地目は田となっており、作付計画は長いも、大根となっております。バックホーなりで排水を良くすれば、長いもも植えられるのかなという感じもいたしますけれども、今まで申請地は、田として利用していたのか、畑として利用していたのか、お聞かせいただければと思います。

若佐谷主事 はい。

会長 事務局からお願いいたします。

若佐谷主事 事務局の若佐谷からお答えいたします。申請地は長期間休耕しており、田とし

ては長い間利用されていなかったとのこと。受人は、申請地は土を盛ったり入れ替えるなどせずとも畑として利用できる状況であると判断したそうです。土の入れ替え等はしないため、事務局では農地改良届出の手続は不要と判断しております。

松橋委員

ありがとうございました。

会長

他にありませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3

会長

次に、日程第3、議案第5号、令和4年度第11号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたしますが、本議案の中には、馬場会長職務代理者が当事者となっている事案がございます。

これは、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定の議事参与の制限に該当しますので、当該事案の審議の間、馬場会長職務代理者は退室をお願いいたします。

(馬場会長職務代理者退室)

会長

それでは、馬場会長職務代理者が当事者となっている事案について、事務局から説明をお願いいたします。

柏村主幹

事務局の柏村から、議案第5号、令和4年度第11号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。資料の3ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借23件、使用貸借10件の計33件となっており、借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手17名、貸し手33名で、利用権設定面積は、合計100,189㎡でございます。

借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

それでは、馬場会長職務代理者が関係する事案を説明いたします。資料の6ページをお開き願います。

利用集積20番

番号20番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年8か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間3,000円でございます。

公告年月日は、令和5年2月16日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長	御異議なしと認めます。 よって本事案は承認することに決しました。 馬場会長職務代理者の入室をお願いいたします。  (馬場会長職務代理者入室)
会長	それでは、残りの事案について、事務局から説明をお願いいたします。
柏村主幹	引き続き、事務局の柏村から説明いたします。資料の3ページをお開き願います。
利用集積1番～10番	番号1番から資料4ページの番号10番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、番号1番から番号9番までは6年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、水利費でございます。番号10番は6年間使用貸借するものでございます。
利用集積11番	番号11番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間もみ60kgでございます。
利用集積12番、 13番	番号12番と資料5ページの番号13番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、番号12番は年間総額玄米90kg、番号13番は年間総額玄米60kgでございます。
利用集積14番	番号14番、利用権の種類及び内容は、ねぎを作付けするために、5年間使用貸借するものでございます。
利用集積15番	番号15番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10年間使用貸借するものでございます。
利用集積16番	番号16番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間10,000円でございます。
利用集積17番	番号17番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、年間総額白米60kgでございます。

利用集積 18 番	<p>番号 18 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、年間総額もみ 60kg でございます。</p> <p>次ページをお開き願います。</p>
利用集積 19 番	<p>番号 19 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、3 年間使用貸借するものでございます。</p>
利用集積 21 番	<p>番号 21 番、利用権の種類及び内容は、根菜類を作付けするために、2 年間使用貸借するものでございます。</p>
利用集積 22 番	<p>番号 22 番、利用権の種類及び内容は、ねぎを作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、年間総額 20,000 円でございます。</p>
利用集積 23 番	<p>番号 23 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間使用貸借するものでございます。</p>
利用集積 24 番 ～27 番	<p>番号 24 番から資料 7 ページの番号 27 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、にんにく、たまねぎを作付けするために、5 年間使用貸借するものでございます。</p>
利用集積 28 番	<p>番号 28 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、水利費でございます。</p> <p>番号 29 番から資料 8 ページの番号 33 番までは、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として集積計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。</p>
利用集積 29 番	<p>番号 29 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、4 年 5 か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、年間総額 54,900 円でございます。</p> <p>次ページをお開き願います。</p>
利用集積 30 番 ～33 番	<p>番号 30 番から番号 33 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、番号 30 番から番号 32 番までは 10 年間、番号 33 番は 5 年 3 か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 7,600 円でございます。</p> <p>公告年月日は、令和 5 年 2 月 16 日を予定しております。</p>

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

日程第4

次に、日程第4、議案第6号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

明戸委員

明戸から報告します。去る1月30日、内沢委員と市庁別館7階会議室Cにおいて、番号1番から番号3番までを調査してまいりました。資料の9ページを開き願います。

いずれの案件も、借人及び貸人それぞれの住所、氏名、職業、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

はじめに、番号1番と番号2番について報告します。

5条1番、2番

番号1番と番号2番の2案件ですが、借人及び転用目的が同一で、隣接している申請地を一体利用するものですので、一括して報告します。

調査には、借人は本人が、貸人は、番号1番は代理人が、番号2番は本人が出

席しました。両者の関係は、番号1番は親戚、番号2番は親子です。態様別は、いずれも20年間の使用貸借です。転用目的は、FIT法による太陽光発電設備設置です。実施計画は、令和5年4月15日から令和5年5月31日まで。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地の周囲にフェンスを設置します。立地条件は、八戸市立函南小学校から南東側約700mに位置し、番号1番は畑、宅地、雑種地に、番号2番は畑に囲まれ、いずれも私道を通じて市道に接続しています。なお、私道の所有者である番号2番の貸人から通行承諾書が提出されています。農地区分は第2種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地の周囲は宅地化が進み、住宅が連たんしている区域に近い農地であるためです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

続きまして、番号3番について報告します。

#### 5条3番

調査には、借人は代理人が、貸人は本人が出席しました。両者の関係は、夫婦です。態様別は、20年間の使用貸借です。転用目的は、FIT法による太陽光発電設備設置です。実施計画は、令和5年4月15日から令和5年5月31日まで。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地の周囲にフェンスを設置します。立地条件は、八戸市立中居林小学校から南西側約700mに位置し、畑、山林、雑種地に囲まれ、私道を通じて市道に接続しています。なお、私道の所有者である当該申請の貸人から通行承諾書が提出されています。農地区分は第2種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地の周囲は宅地化が進み、住宅が連たんしている区域に近い農地であるためです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

いずれの案件も、事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

内沢委員

内沢から報告します。去る1月30日、明戸委員と市庁別館7階会議室Cにおいて、番号4番を調査してまいりました。資料の10ページをお開き願います。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条4番

調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、親子です。態様別は、贈与です。転用目的は、住宅1棟建築です。実施計画は、令和5年3月1日から令和5年7月30日まで。資金調達計画は、借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可は必要ですが事前相談済み、埋蔵文化財は上ノ沢遺跡内ですが、令和5年1月23日に届出済み、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地南側の一部に擁壁を設置した上で、申請地全体を盛土します。申請地の駐車場とする部分と住宅の周囲を砂利敷きします。排水については合併浄化槽と浸透柵を設置し、処理します。立地条件は、八戸市立是川小学校から北東側約550mに位置し、畑、宅地、原野に囲まれ、渡人から贈与を受け、通路として使用する予定の宅地を通じて農道に接続しています。農地区分は第2種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は長期間休耕していたことで地力が低下し、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いからです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

松橋委員

はい。

会長

はい、松橋委員。

松橋委員

参考までにですが、1番、2番、3番についてですが、畑を耕作しなくなってくる人が多くなると、こういうふうには転用で太陽光発電設備を設置したいという人が出てくると思うのですが、委員として相談を受けた時のために、いろんな業者がいると思いますが、今の場合、設置費用、その資金などが幾らぐらいかかるものなのか、教えていただければと思います。

工藤主事

はい。

会長

事務局からお願いいたします。

工藤主事

事務局の工藤からお答えいたします。今回の番号1番、2番、3番それぞれの事業全体の計画の資金として申請者から提出されている書類では、番号1番、2番については958万円、番号3番については1,071万円となっております。

川名GL

補足しますと、番号1番、2番の一体利用のものについては958万円となっておりますけれども、その内訳は、太陽光パネル208枚設置で928万円、周りにフェンスを設置するのに30万円、合わせて958万円というふうになっております。番号3番については、太陽光パネル248枚設置で1,041万円、周りにフェンスを設置するのに30万円、合わせて1,071万円。いずれも50kW未満の低圧連系での発電、49.5kW最大で発電して売電できることを考えてのパネルの枚数。49.5kW以上発電しても49.5kWまでしか東北電力の方に連系できないという形ですが、パネルの枚数によって常に上限で発電できるようにということで、パネルを多く設置すれば上限で売電できるが、日光が弱い時はパネルが少ないと30kWとかでしか売れないとかなるので、パネルの枚数は設置費用との損得勘定で何枚設置するかというのが違ってきますので、参考として御理解いただければと思います。

松橋委員

分かりました。

会長

他にありませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第5

次に、日程第5、報告第7号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

会長

柏村主幹

事務局の柏村から御報告いたします。この案件は、相続等届出の1月分でございます。資料の11ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

相続等1番～12番

今回の届出は、資料11ページの番号1番から資料14ページの番号12番までの計12件となっており、権利取得事由は資料14ページの番号10番が持分放棄、その他はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、資料13ページの番号8番が有り、その他は無しとなっております。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第6

日程第7

会長

次に、日程第6、報告第8号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、及び日程第7、報告第9号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

工藤主事

事務局の工藤から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条及び5条農地転用届出の1月分でございます。

はじめに、4条届出につきまして御報告いたします。資料の15ページをお開き願います。

申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4条1番

番号1番、転用目的は敷地拡張でございます。

4条2番

番号2番、転用目的は共同住宅1棟建築でございます。

続きまして、5条届出につきまして御報告いたします。資料の17ページをお開き願います。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条1番

番号1番、転用目的は駐車場でございます。

5条2番

番号2番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条3番

番号3番、転用目的は建売住宅2棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条4番

番号4番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条5番	番号5番、転用目的は保育園1棟建築でございます。
5条6番	番号6番、転用目的は敷地拡張でございます。 いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。  (なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。
日程第8 会長	次に、日程第8、報告第10号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。 それでは、事務局から報告をお願いいたします。
柏村主幹	事務局の柏村から御報告いたします。この案件は、18条合意解約の1月分でございます。資料の19ページをお開き願います。 賃貸人及び賃借人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
18条1番、2番	番号1番と番号2番は、農地法第3条に係る賃貸借の合意解約で、補償等はありませんとなっております。
18条3番	番号3番は、農業経営基盤強化促進法に係る賃貸借の合意解約で、補償等はありませんとなっております。 受理通知年月日は、令和5年2月16日を予定しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(協議案件、その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

皆様、御協力ありがとうございました。

(閉会 午後3時)